

令和元年7月4日

神奈川労働局（局長 荻原俊輔）は、神奈川県建設業関係労働時間削減推進協議会（※）を設置し、第1回目の会議を開催いたしました。本協議会には、神奈川県内の建設業関係団体、建設工事を発注する企業、関係行政機関等に御参画いただき、建設業の労働時間の削減を促進する方策等を協議いたしました。

この協議を踏まえ、神奈川県内すべての労働基準監督署において、本年度第3四半期を中心に建設業の事業場を対象とした労働時間等説明会を開催します。

神奈川労働局では、引き続き、建設業の働き方改革への自主的な取組を促進し、支援を行ってまいります。



（※）建設業については、改正労働基準法による時間外労働の上限規制の適用が令和6年3月31日まで猶予されており、猶予期間中における神奈川県内の建設業における労働時間を削減するための取組内容等について御協議いただくために本協議会を設置いたしました。

（時間外労働については、原則として月45時間、年360時間とし、労使が合意する場合でも、月100時間、複数月平均80時間、年720時間を超えてはならないという上限規制が平成31年4月（中小企業は令和2年4月）から適用されていますが、建設業等については令和6年3月31日まで猶予されています。）